

文化財第二課の所掌事務について

- 建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- 記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること



●有形文化財（建造物）



●記念物（史跡）



●文化的景観



●記念物（名勝）



●伝統的建造物群保存地区

文化財第二課の概算要求について

1. 文化財の保存対策の検討等

- ◆地域の文化財を担う専門的職員育成事業
地方公共団体の専門職員の多数を占めている**埋蔵文化財専門職員等に対する研修**を実施。
※令和4年度も東日本と西日本、各回4日間で開催予定。
- ◆日本における水中遺跡保護対策の整備充実に関する調査研究事業
今後調査研究すべき水中遺跡の洗い出しを行うとともに、**令和3年度に作成した水中遺跡ハンドブックの周知**を実施。

2. 史跡等の保存整備・活用等

- ◆史跡等の買上げ
地方公共団体が**史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助**。
(補助率：80%)

日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

19百万円
19百万円



背景・課題

平成24年3月、水中遺跡としては日本で初めて長崎県の鷹島神崎遺跡が史跡に指定。これを踏まえ、水中遺跡調査検討委員会において「日本における水中遺跡保護の在り方について」をとりまとめ、令和3年度末には『水中遺跡のハンドブック（発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-）』を作成。

これまでの水中遺跡保護に関する各種調査研究のとりまとめを踏まえ、今後調査研究すべき水中遺跡の洗い出しを行うとともに、水中遺跡の魅力を発信し、その保存と活用の機運を高めるため、**水中遺跡ハンドブックの地方公共団体への周知**を行う。

事業内容

水中遺跡保護検討委員会

- 当面、調査研究すべき重要な水中遺跡の洗い出し
- 事業期間：平成30年度～令和4年度

水中遺跡保護普及シンポジウムの開催

- 一般への普及啓発活動
- 事業期間：令和4年度

「水中遺跡のハンドブック」説明会の開催

- 地方公共団体に対しハンドブックの内容を周知
- 事業期間：令和4年度

<資金の流れ>

国→民間企業等

<所在が確認された日本近海の主な沈没船>



鷹島海底遺跡
（長崎県）



ニール号遭難碑
（静岡県）



いろは丸（広島県）



開陽丸（北海道）

アウトプット（活動目標）

委員会において重要な水中遺跡の洗い出しを行い、その遺跡の取扱い等に関する検討につなげる。

地方公共団体等への解説と意見交換を行うことにより水中遺跡の魅力を発信し、その保存と活用の機運を高める。

アウトカム（成果目標）

初期（令和5年頃）
水中遺跡の指定・登録に向けた取組の推進。

海域における調査研究事業を進める省庁・組織との連携体制の構築。

水中遺跡調査に関する研究事業の実施。

中期（令和6年頃）
水中遺跡の指定・登録の推進。

国内の水中遺跡の調査・活用体制の強化。

インパクト（国民・社会への影響）

海における歴史事象を積極的に捉えることにより、**海に囲まれた我が国の歴史及び文化の理解を促進**する。

目的・要旨

史跡、名勝、天然記念物は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。

このため、指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置として、また、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用を図ることを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し、その一部を補助している。

近年の買上げ事例

- 史跡安満（あま）遺跡（大阪府高槻市）
- 事業年度：昭和44～46、平成6～令和元年度
- 総事業費：11,580,628千円
- 国庫補助額：9,235,679千円



弥生時代の大規模集落。民間農地や京大農場から、ガンバ大阪のサッカー専用スタジアムの誘致活動を経て、公有化後に安満遺跡公園へ。2019年一次開園

事業内容

文化財保護法により指定された史跡、名勝又は天然記念物（「史跡等」）の保存のための史跡等の土地買上げ事業に要する経費についての国が行う補助事業。地方公共団体が補助事業者として実施する、史跡等の適切な保存、管理、活用を行うための対象地の取得や史跡等の指定によって生ずる現状変更等の規制その他の制限への補償的措置として補助するもの。

- 補助メニュー：（イ）年度事業として行う「直接買上げ」方式、（ロ）「先行取得償還」方式＜地方公共団体が先行取得に係る地方債の10年償還＞
- 補助率：事業費の80%
- 事業期間：昭和32年度～終了予定なし

文化財保護法の関係規定

- 管理団体である地方公共団体等が、史跡等の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物を買取りする場合、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる（法第129条）。
- 史跡等の現状変更等につき許可を受けることができなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する（法第125条第5項）

史跡等の重要な部分をなす地域

- ・ 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ

遺構等と一体化した歴史的環境の保護

- ・ 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ

環境整備の実施が必要な地域

- ・ 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復元等の環境整備を行うことが特に必要とされている場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ

史跡等の環境保全や天然記念物の保護増殖

- ・ 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要な地域にある土地の買上げ

地方公共団体は、保存活用計画等に定めた現状変更の取扱い基準、公有化の方針等により、土地所有者等と交渉を行い、必要な地域の買上げ事業を実施し、史跡等を確実に保存する

公有化された史跡等の土地は、その後の整備・活用の基盤となる

平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上

令和4年度予算額（案） 470百万円
（前年度予算額 470百万円）



経緯

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

- 事業期間：昭和38年度～終了予定なし

目的

史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法により規制が図られている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。

